

第 29 号議案参考資料

議 案 名

損害賠償の額を定め、和解することについて

1 提案理由

自動車事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、この案を提出するものである。

2 損害賠償額等

(1) 損害賠償額

金 2, 066, 375 円

上記金額の内訳

ア 車両修繕費	1, 342, 396 円
イ 代車金額	455, 500 円
ウ 格落ち損害	268, 479 円

(2) 過失割合

市 100% 相手方 0%

3 支払方法

損害賠償金 2, 066, 375 円は、市の自動車保険契約先であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が支払う。